

三重県障がい者支援施策総合推進会議設置要綱

(目的)

第1条 三重県における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図り、県庁各部局が協議、連携して、障がい者施策の実施等に取り組むため「三重県障がい者支援施策総合推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 障がい者の施策に係る計画に関すること。
- (2) 障がい者の施策に係る事業に関すること。
- (3) その他、障がい者施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者を充てる。

(議長及び副議長)

第4条 議長はこの推進会議を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進会議の開催)

第5条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営については別途要領を定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務を処理するために健康福祉部障がい福祉課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

議長	知事
副議長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
委員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	医療対策局長
	子ども・家庭局長
	環境生活部長
	地域連携部長
	スポーツ推進局長
	南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光・国際局長
	県土整備部長
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
病院事業庁長	
教育長	
警察本部長	